

令和6年度 事業計画書

自 令和 6年 4月 1日
至 令和 7年 3月31日

社会福祉法人
結城市社会福祉協議会

令和6年度 社会福祉法人結城市社会福祉協議会事業計画

第1 運営方針

令和6年度は、「第4期結城市地域福祉活動計画」の2年目となり、結城市が策定した「第4期結城市地域福祉計画」と連携をはかり、共通理念である「共に支え合いやさしさをつむぐまち結城」を実現するために基本目標である「地域を共に支え合う人づくり」「誰一人取り残さない支援体制づくり」「住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり」実現に向けて取り組みます。これまで新型コロナウイルス感染拡大防止のため縮小せざるをえなかった事業についても今年度はコロナ禍前に戻ることができるよう実施に向け取り組んでまいります。

障害者福祉センターにおいては、結城市から2回目となる指定管理を令和6年度～10年度受け、今年が初年度となります。障害者福祉センター、多機能型事業所（生活介護・就労継続支援B型）運営の充実、新規事業としての計画相談支援事業等、より充実した障害福祉の拠点づくりを目指し運営を進めてまいります。

第2 重点事項

- 1 第4期結城市地域福祉計画と連携した第4期結城市地域福祉活動計画に基づき事業を実施します。
※活動計画期間：令和5年度～令和9年度（5年間）
- 2 市から指定管理を受けた障害者福祉センターを障害福祉の拠点として活用できるよう事業展開します。
※指定管理期間：令和6年度～令和10年度（5年間）
- 3 特例貸付の借受人に対するフォローアップ支援をはじめ、生活困窮者等の自立支援の充実強化を図ります。

第3 実施事業

法人運営部門

- 1 会務運営、財政基盤の確立 適切な組織管理体制をはかるとともに財源確保の安定化に向けた取り組みを行います。

項目	回数	日程	内容
理事会	2回		法人の適正な運営を図るため、理事会、評議

評議員会	2回	6月、3月 他随時	員会の各種会議を開催します。
監査	1回		法人の適正な会計処理、経営、運営が行われているか定期的な監査を実施します。
評議員選任・ 解任委員会	随時	随時	評議員の構成が特定の関係者に偏ることがないように選任に係る中立的な機関として委員会を設置運営します。
地域福祉活動 計画の進行管理	1回	通年	事業の評価を行い、計画に基づいた事業が適切に運営されているか等業務の継続的改善を図ります。
計算関係書類・財産目 録の公開	随時	通年	各財務帳票のホームページ等への掲載、広報誌への掲載により、財務状況の透明性確保に努めます。
役員・評議員研修会	1回	11月	法人運営の充実をはかるため、役員・評議員を対象とした県外の先進地視察研修をおこないます。

2 安定的な財政基盤の確立

項目	回数	日程	内容
社協会員増強運動の推進 (一般会員、特別会員の 募集)	1回	6月～7月	市民への十分な説明で理解を求め、会員加入促進を図ります。また、法人会員の増加に向け、働きかけを行います。
介護サービス、障害福祉 サービス事業所の運営基 盤の強化	随時	通年	介護サービス、障害福祉サービス事業所の安定運営とサービスの質向上に努めます。

3 募金活動

- ・ 赤い羽根共同募金運動
- ・ 歳末たすけあい運動
- ・ 各種義援金の受付

福祉活動部門

1 地域を共に支え合う人づくり

地域の中で一人ひとりが互いにできることに取り組めるような「人づくり」を目指します。

(1) 地域福祉意識・関心の向上

地域福祉に関する啓発活動の充実、福祉教育の充実、共同募金運動の充実、高齢者福祉に関する啓発を行います。

項目	回数	日程	内容
広報誌の発行 ホームページの運営	4回 随時		広報誌、ホームページを通して福祉活動への理解を深めます。

(2) ボランティア活動の活性化

地域福祉活動を実践するボランティア団体・活動者等へ活動の機会となる情報提供等の支援を行い、活性化を図るとともにボランティア同士の連携や活動の活性化を図るため、情報交換できる交流の場を提供します。

項目	回数	日程	内容
ボランティア協力校の指定	随時	通年	市内小・中・高等学校の児童生徒を対象に市内15校をボランティア協力校に指定し、募金活動、美化活動等のボランティア活動支援をおこないます。
ボランティア養成講座	1回	未定	福祉ボランティア養成を目的に開催します。
福祉スクール開催	1回	未定	福祉体験学習を通し、自立性・協調性を図ることを目的に福祉サマースクールを開催します。
ボランティア派遣	随時	通年	市内小・中学校、福祉施設等へ登録ボランティアの派遣を行います。

(3) 支え合い・見守り体制の充実

すべての市民が安心して暮らせるよう、日頃からの身近な支え合い・助け合いを地域で展開していくための取り組みを行います。見守り体制の充実、住民主体の支え合いの地域づくり推進を図ります。

項目	回数	日程	内容
生活支援体制整備事業	随時	通年	第1層生活支援コーディネーター1名を配置し市内9小学校区ごとに設置した第2層協議体において、地域における課題を話し合うための支援をします。協議体の役割の周知及び住民理解の促進を図り、実践活動の推進を支援します。自治会、民生委員・児童委員、ボランティア、福祉事業所

			等の連携による見守り体制の構築を推進します。
支部社協の育成強化	随時	通年	絹川・上山川・山川・江川各支部支援をおこないます。

(4) 福祉活動への支援

各団体への助成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結城市民生委員児童委員協議会 ・ 結城市自治協力員連合会 ・ 結城市子ども会育成連合会 ・ 結城市ボランティア連絡協議会 ・ 結城市老人クラブ連合会 ・ 結城市心身障害児（者）父母の会 ・ 結城市遺族連合会
各団体への支援（事務局）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 結城市ボランティア連絡協議会 ・ 結城市老人クラブ連合会

2 誰一人取り残さない支援体制づくり

だれもが孤立することなく「安心・安全」を感じながら暮らせる地域を目指します。

関係機関及び団体等との情報共有、連携に努め、地域課題の解決の協働の取り組み、身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。

(1) 相談支援機能の強化

項目	回数	日程	内容
生活困窮者自立支援事業 (結城市委託事業)	随時	通年	生活困窮者が生活保護に至る前の自立支援をはかることを目的とした生活困窮者自立支援制度の一部である自立相談支援を実施します。結城市保健福祉部社会福祉課に相談窓口を設置し相談員1名を配置（駐在）します。
小口資金貸付事業	随時	通年	低所得世帯を対象に、経済的自立及び生活意欲の向上を目的とし、短期無利子の貸付を実施します。
生活福祉資金貸付事業 (茨城県社会福祉協議会委託事業)	随時	通年	低所得・障害者・高齢者世帯における経済的自立を支援するために貸付に関する相談及び償還等の受付窓口を設置します。
生活福祉資金特例貸付 フォローアップ支援事業			新型コロナウイルスにより収入が減少した世帯への特例貸付借受人に対し、生活支援としてのフォローアップ窓口を設置し、相談員1名を配置します。

ふれあい総合相談 高齢者地域支援体制 整備事業 専門相談 (結城市委託事業)	24回	毎月2回(毎月 第2・4金曜日)	高齢者等の法律による助言が必要な方を対象に弁護士による法律相談を実施します。
毎日相談		随時	社会福祉協議会職員が各相談分野における相談窓口の紹介を行います。

(2) 福祉サービス情報提供の促進

広報紙「結城市社協だより笑顔」、ホームページ運営により福祉サービス情報提供の促進をはかります。

(3) 福祉サービス提供の体制づくり

関係機関及び団体等との情報共有、連携に努め、各分野の地域課題解決に向けた協働の取り組み、身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。

項目	回数	日程	内容
児童福祉分野 ファミリーサポート センター事業 (結城市委託事業)	随時	通年	安心して子育てができる環境づくりを目的とし、一時的な子どもの預かりが必要な方を対象に市民の方が協力会員となり有料で子どもの預かりを実施します。
子ども食堂 (ほぺたん食堂)	12回	毎月1回 第3 金曜日	子どもとその家族及び地域住民を対象にあたたかな団らん、居場所づくりを目的に関係機関の協力を得ながら開催します。 子どもの遊び場の環境整備を図ることを目的とします。
児童遊具修繕・撤去 助成事業	随時	通年	児童公園内に設置の児童遊具の修繕、撤去に対し、助成金を交付します。
児童公園整備事業	随時	通年	児童公園内にベンチ及び砂を配布します。
高齢者福祉分野 有償在宅福祉サービス センター事業	随時	通年	高齢者が安心して在宅生活を送ることができるよう日常生活において支援が必要な世帯等に、簡単な家事の手伝いを市民の方が協力会員となり有料で実施します。
一人暮らし高齢者 安否確認ふれあい 電話サービス	96回	毎週月・ 木曜日	65歳以上の一人暮らし高齢者を対象に、安否確認、孤独感の解消を目的にボランティアの協力を得て電話による安否確認を実施します。

一人暮らし高齢者 安否確認友愛訪問 サービス	48 回	毎週 水曜日	65歳以上の電話未設置、訪問による安否確認が必要な一人暮らし高齢者を対象に、安否確認、孤独感の解消を目的にボランティアの協力を得て訪問による安否確認を実施します。
ゲートボール場 整備事業	随時	通年	ゲートボール場にベンチ及び砂を配布します。
女性支援 (りりいプロジェクト)	随時	通年	さまざまな理由で生理用品の購入が難しい方に、公共機関、小・中・高校・特別支援学校の協力を得て配布します。

※介護保険（法的サービス部門記載）

※障害福祉分野支援（法的サービス部門、障害者福祉センター部門記載）

（４）権利擁護の推進

関係機関及び団体等との情報共有、連携に努め、地域課題の解決の協働の取り組み、身近な生活相談に対応できるよう連携を図ります。

項目	回数	日程	内容
日常生活自立支援事業 (茨城県社協委託事業)	随時	通年	認知症、知的障害、精神障害等により日常生活に判断の支援が必要な方に対し、金銭管理、福祉サービスの手続き補助等を支援員がサポートします。

3 住み慣れた地域で誰もが安心して生活できる地域づくり

だれもが孤立することなく「安心・安全」を感じながら暮らせる地域を目指します。

（１）居場所づくり・交流の場づくり

項目	回数	日程	内容
ふれあい生きいきサロン 推進事業	随時	通年	地域で行なっているサロン活動を推進するために団体に対し活動助成を行います。
子ども食堂 (ほぺたん食堂) 開催	12回	毎月1回 第3金曜日	子どもだけではなく市民の方の居場所づくりとして定期的に関係機関の協力を得ながら開催します。

（２）社会参加・自立支援の推進

内容	回数	日程	目的
老人クラブ連合会運営	随時	通年	高齢者の社会参加を支援し、参加しやすい環

支援事業			境づくりに向けた取り組みを行います。
ふれあい生きいき サロン推進事業			

(3) 生きがい・健康づくり

項目	回数	日程	内容
高齢者地域支援体制整備事業 高齢者趣味教養講座 (結城市委託事業)	10回		高齢者の生きがいを支援するために9種の講座を実施します。 ・肩こり腰痛予防ストレッチ体操 ・健康フィットネス ・スクエアステップ体操 ・健康麻雀 ・太極拳 ・ちぎり絵 ・スマートフォン ・将棋 ・脳トレピアノ [®]
健康農園活動支援事業	随時	通年	高齢者が野菜・草花等の栽培収穫を通し健康で安らぎのある生活の一助となることを目的に行います。
敬老の日記念事業 ・百歳 ・金婚式 ・卒寿	随時 1回 1回	通年 9月 9月	民生委員・児童委員の協力を得て、対象者の方に記念品を贈呈します。百歳祝いについては結城市と連携を行い実施します。
高齢者スポーツ・レクリエーション活動支援事業	各種目 1回	6～7 月 未定	スポーツ活動 結城市老人クラブ連合会主催によるスポーツ大会の運営協力を行います。 ・輪投げ大会 ・ペタンク大会 ・ゲートボール大会 ・グランドゴルフ大会 レクリエーション活動 ・第52期老人大学

高齢者等マイクロバス 運行事業	随時	通年	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブ研修大会 <p>老人クラブ、ボランティア団体等の研修支援を目的にマイクロバスを貸し出します。(令和6年1月新車購入)</p>
--------------------	----	----	--

(4) 災害時の対応の充実

項目	回数	日程	内容
災害支援活動訓練	2回	未定	結城市が主催する防災訓練に参加するとともに、本会においては、災害ボランティアセンター設置時に必要な職員のスキルアップに向けた訓練を、県社会福祉協議会、近隣市町村社会福祉協議会の協力を得ながら行ないます。

(5) その他

項目	回数	日程	内容
福祉備品貸出事業	随時	通年	車椅子、レクリエーション用具の貸し出しを行います。
福祉専門職実習の 受入れ	随時	通年	地域貢献と福祉人材の育成を目的として、市内在住者からの申し込みによりソーシャルワーク実習受け入れを行います。

法的サービス部門

1 介護保険事業

高齢者を社会全体で支え合うことを目的として制定された介護保険法に基づき、利用者に寄り添ったサービスを提供できるように指定サービス事業所としてサービスの向上に努めます。

項目	回数	日程	内容
訪問介護事業	随時	通年	訪問介護員(ホームヘルパー)が利用者宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の身体介護、掃除・選択等の生活援助支援を行います。

2 障害福祉サービス事業

障害者が地域で安心して暮らすことができるノーマライゼーション社会の実現を目的として制定された障害者総合支援法に基づき、利用者に寄り添ったサービスを提供できるように指定サービス事業所としてサービスの向上に努めます。

項目	回数	日程	内容
居宅介護事業	随時	通年	訪問介護員（ホームヘルパー）が利用者宅を訪問し、食事・入浴・排泄等の身体介護、掃除・選択等の生活援助支援通院等外出時における移動の支援を行います。
同行援護事業	随時	通年	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に同行援護従事者研修修了者が同行し、移動に必要な情報の提供及び移動の支援を行います。
障害者移動支援事業 (結城市委託事業)	随時	通年	屋外での移動が困難な障害を有する方に訪問介護員（ホームヘルパー）が外出支援を行います。

障害者福祉センター部門

1 障害者福祉センターの運営管理（結城市指定管理）

結城市からの令和元年度から令和5年度における指定管理が終了し、新たに今年度から令和10年度までの指定管理を受けました。今年度は、障害福祉の拠点の充実化をはかるために「つどいのスペース」を談話コーナー内に設置します。「明るい笑顔に会える場所」を基本理念として障害を有する方が気軽に集まってお茶を飲むことができる場所づくりを目指します。

2 結城市社会福祉協議会多機能型事業所

障害を有する方が地域で安心して暮らすことができるノーマライゼーション社会の実現を目的として制定された障害者総合支援法に基づき、利用者に寄り添ったサービスを提供できるように指定サービス事業所としてサービスの向上に努めます。

今年度は、新たに生活介護事業における入浴サービスの実施、専門職（理学療法士、作業療法士等）による機能訓練等を行い、サービスの充実化に努めます。

就労継続支援事業においては、花づくり事業で栽培した花等を用いた、草木染製品の販売充実化、利用者の方の社会訓練を目指すことを目的に、売店コーナーを「集いのスペース」と同じ談話コーナー内に設置します。

項目	回数	日程	内容
生活介護事業	随時	通年	日常生活上の支援、身体機能訓練、生活能力の向上に向けた支援、創作・生産活動をサポートします。さらにレクリエーション活動を通し、楽しさや歓びを提供し生活意欲の向上をはかることにつな

			げます。
就労継続支援 B 型事業	随時	通年	花づくり・販売、草木染製品の製作を通し、利用されている方が自立した日常生活、社会生活ができるように就労訓練の機会を提供します。さらにレクリエーション活動を通し、楽しさや喜びを提供し生活意欲の向上をはかることにつなげます。
地域交流イベント	随時	通年	利用者が創作活動や交流活動などの諸活動を通して楽しみややりがいを感じ自己表現による豊かな感性を養い、地域住民やボランティア等との交流を通して地域社会への参加の機会を提供するとともに、対人関係や活動の幅を広げることなどを目的として下記イベントを行います。 <ul style="list-style-type: none"> ・手話教室（月 3 回） ・折り紙教室（月 1 回） ・お楽しみ昼食（月 1 回） ・餅つき体験（年 1 回） ・そばうち体験（年 1 回） ・交流会（年 1 回） 他社会見学、レクリエーション等

3 結城市社会福祉協議会計画相談支援事業（新規事業）

指定特定相談支援事業所、指定障害児相談支援事業所を開設し、相談支援員 1 名を配置します。障害を有する方が在宅で安心して過ごすことができることを目的に、障害を有する方の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援します。

4 地域生活支援事業（結城市委託事業）

（1）障害者社会参加促進事業

障害を有する方が、社会における役割を見だし、生きがいを持って積極的に社会に参加できるよう事業を実施します。

ア 奉仕員養成講座

項目	回数	日程	内容
手話講座			障害を有する方の社会参加を支援するために奉仕員を養成します。
入 門	4 8 回	毎週水曜日	
中級・上級	4 8 回	毎週水曜日	
夜 間	2 4 回	毎月第 1 ・ 第 3 火曜日	

朗読講座			
入門	24回	毎月 第2金曜日	
中級	24回	毎月 第4金曜日	

イ 視覚障害者支援

点字点訳サービス、朗読サービス

ボランティアの協力により希望書類の点字点訳、「広報結城」「広報結城お知らせ版」「市議会だより」「社協だより」の録音、CDの郵送等を行います。

ウ 聴覚障害者支援

聴覚障害者交流窓口

聴覚障害者（児）の相談援助及び交流を目的として毎週水曜日に行います。

エ 各種交流会

障害を有する方の地域社会の参加を目的として、障害者及び地域住民を対象に市内の福祉関係団体との共催による交流事業を実施します。地域の理解と認識の向上を図ります。

ゆうゆうカーニバル

結城市社会福祉協議会・結城特別支援学校・結城特別支援学校PTA結城地区共催により結城特別支援学校の児童生徒と地域の方々の交流会を行います。

(2) 日中一時支援事業（新規事業）

障害を有する方の家族の就労支援及び障害を有する方を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とします。障害を有する方の日中における活動の場を確保するとともに入浴、排泄及び食事等の生活介護や創作活動の支援などを行います。本事業所利用者に加え利用者以外の方も対象とし、利用者の意向、適性、障害の特性、その他の事情を踏まえて適正かつ効果的に事業を行います。なお、利用時間は、施設の開館時間から必要に応じて閉館後の時間外まで対応します。

(3) 障害者相談支援事業（新規事業）

障害を有する方の福祉に関する相談について必要な情報の提供・助言、その他の障害福祉サービスの利用支援を行います。また、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整や、その他の障害を有する方等の権利擁護のために必要な援助を行います。